

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

松野町の人口は、昭和25年の9,857人をピークに減少を続け、人口の減少とともに高齢化と生産年齢人口の減少が続いており、この15年の間に高齢化率は31.8%（平成15年3月末住民基本台帳）から44.8%（平成30年3月末住民基本台帳）に上昇する一方、生産年齢人口は38%以上減少した（平成15年3月末住民基本台帳2,533人→平成30年3月末住民基本台帳1,562人）。

産業構造別の従事者を見てみると、第3次産業（医療・福祉、卸売・小売業ほか）が最も高く55.1%で、次いで第2次産業（製造業、建設業）が24.6%、第1次産業（農業、林業）20.3%となっている（平成27年国勢調査）。

町内の中小企業は、人手不足後継者不足等の課題に直面し、地域経済を担う商工業者数の減少が進んでおり（平成20年3月末：144事業所→平成30年3月末：106事業所 △26.3% 松野町商工会調べ）、地域の中小企業が一気に衰退していく状況が危惧され、その対応が大きな課題であるため、平成28年5月には近隣自治体（宇和島市、鬼北町及び愛南町）を含めた1市3町で創業支援計画を策定し、さらに、宇和島商工会議所、日本政策金融公庫、伊予銀行、宇和島信用金庫、愛媛銀行と連携しつつ、創業支援体制の整備、連携強化を図っている。

#### (2) 目標

松野町内の中小企業においては、必要な設備の更新を進め、従事者の減少や高齢化の中にあっても、労働生産性を維持し、付加価値を高め、さらには次世代への担い手を育てていくなどの方策が必要となっている。

このため、松野町では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指すものとする。

これを実現するための目標として、計画期間中に新たに3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

これにより松野町は、県内でも設備投資が活発な自治体の1つとなり、更に経済発展していくことが期待される。

## 2 先端設備等の種類

松野町の産業は、数量的には少ないが、製造業やサービス業を含めた非製造業など業種を問わず、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

松野町は、大きく小学校区（旧目黒地域を含む）に区分され、それぞれ松丸、吉野、目黒を中心に小売業等事業者が点在しているほか、町内全域で農林業事業者を含む集落が広がっている。さらには、食品や生活用品等の製造を行う大手誘致企業工場が、町内中心地外に存在しているなど、町全域において生産性を向上させる必要があることから、松野町全域を本計画の対象とする。

### (2) 対象業種・事業

松野町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたいことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。